

令和8年 第4回
教育委員会定例会会議録

令和8年2月26日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2674号
令和8年第4回定例会

日 時 令和8年2月26日（木） 午前10時00分 開会

場 所 オンライン開催

「出席者」	教 育 長	新 宮 弘 章
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	鈴 木 令 奈

「欠席委員」	委 員	山 内 慶 太
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	佐々木 貴 浩
	学 校 教 育 部 長	茂 木 英 雄
	教 育 長 室 長	若 杉 健 次
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図書文化財課長	吉 田 宗 史
	学 務 課 長	鈴 木 健
	学校施設担当課長	河 原 一 禎
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和
	先端教育担当課長	溝 口 貴 裕

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	須 田 藍 子

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2668号 第16回定例会

日程第2 審議事項

- 1 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 3 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第3 報告事項

- 1 令和8年度採用港区奨学生（予約募集）の選考結果について

- 2 港区教育推進計画策定に向けたアンケート調査の結果について
- 3 学校屋内プールの新規開放について
- 4 港区スポーツ全国大会等出場祝金の創設について
- 5 第39回全国健康福祉祭東京大会における区の開催種目について
- 6 港区立芝公園多目的運動場の設備点検等のための臨時休場及び中規模改修工事に伴う休場について
- 7 令和8年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について
- 8 令和7年度秋の通学路点検の実施結果について
- 9 港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定の方向性について
- 10 令和7年度港区教育委員会いじめ問題対策会議（第3回）の報告について
- 11 後援名義等の1月使用承認について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の1月事業実績について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 14 生涯学習スポーツ振興課の3月事業予定について
- 15 図書館の1月分利用実績について
- 16 図書館・郷土歴史館の1月行事实績について
- 17 図書館・郷土歴史館の3月行事予定について
- 18 3月教育人事企画課事業予定について
- 19 みなと科学館の1月利用状況について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから令和8年第4回港区教育委員会定例会を開会します。

本日は山内委員から、所用により欠席とご連絡を頂いています。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、鈴木委員をお願いします。

○鈴木委員 承知いたしました。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りします。

日程第2「審議事項」第3「港区立幼稚園教育職員の人事について」この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。ご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第3については、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

日程第1 会議録の承認

第2668号 第16回定例会

○教育長 では、日程第1「会議録の承認」に入ります。お手元の議事日程に記載した1件の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、承認することに決定いたしました。会議録については公開に向け、速やかに準備を進めてまいります。

日程第2 審議事項

1 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、日程第2「審議事項」に入ります。初めに、審議事項第1、議案第8号「港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 ただいま議題となりました、議案第8号「港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。本日付議案資料No.1を御覧ください。説明につきましては、6分の6ページ、資料1－3を用いて行います。

本件は、令和7年9月25日の教育委員会におきまして、学校施設開放事業での夜間照明使用料の設定について、審議、決定いただいたことを受けまして、港区立学校施設等使用条例施行規則に夜間使用料を定めるための規則改正について、お諮りするものでございます。

項番の1「改正理由」です。現在、学校施設開放事業において夜間照明使用料を徴収している、芝浜小学校、青山中学校に加え、夜間照明が設置されている他の学校施設につきましても新たに使用料を定めるため、港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正いたします。

項番の2「改正内容」についてです。資料の表に記載のとおり、学校ごとに、開放時間枠に応じて、2時間分、3時間分の料金を定めます。

項番の3「公布日」ですが、令和8年2月27日を予定しております。

項番の4「施行期日」です。令和8年4月1日で、この日から使用料を徴収いたします。甚だ簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

○中村委員 青山中だけ値段が高くなっているのは、どういう理由なのでしょう。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、照明の使用料の算出方法ですけれども、それぞれの学校に設置されている照明の数と電気使用量から算出をしております。青山中学校の場合、ご承知かと思いますが、校庭が非常に広がっておりまして、ほかの学校と比べても、設置している照明の数が多いということで、ほかの学校と比べて金額が高くなっております。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第8号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第8号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 次に、審議事項第2、議案第9号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました、議案第9号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付議案資料No. 2を御覧ください。

1 ページ「審議内容」です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する企画展「歴史館コレクション—おもちゃ絵—」の観覧料について、港区立郷土歴史館条例第六条別表の規定に基づき定めます。

項番１（１）名称は「歴史館コレクションーおもちゃ絵ー」です。（２）「開催期間」は令和８年４月２５日から６月２８日までです。（３）「内容」です。浮世絵の一種である「おもちゃ絵」は、子ども向けの手遊びのために描かれた作品です。本企画展では、主に江戸時代から明治時代にかけて制作された、にぎやかな「おもちゃ絵」を通して、その魅力を紹介します。

項番２「観覧料」です。企画展のみを観覧する場合は、大人２００円、小中高校生１００円。常設展と同時に購入した場合は、大人４００円、小中高校生１００円です。次のページに、参考として観覧料の一覧の表をつけてあります。

続いて、次のページに、今回の企画展のチラシを添付しています。

続いて、参考資料１を御覧ください。来年度実施予定の企画展・特別展の紹介です。こちらは、ただいま紹介した歴史館コレクションをはじめ、企画展・特別展を合わせて計４回予定しています。

また、次のページでは、本年度開催した特別展・企画展の実績、観覧人数です。秋に実施した特別展は、郷土歴史館開館以来、過去最高の来館者数となりました。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。こちらの企画展・特別展は、何年も前から学芸員さんが企画をして展示をしています。ぜひ、お時間ありましたら、御覧いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、採決に入ります。議案第９号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、議案第９号については原案どおり可決することに決定いたしました。

３ 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 次に、審議事項第３、議案第１０号「港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）」説明をお願いします。これより非公開の審議になります。

傍聴の方がいらっしゃいましたら、一度画面がオフになりますのでご了承ください。

大丈夫ですか。それでは説明をお願いします。

（非公開審議）

日程第３ 報告事項

１ 令和８年度採用港区奨学生（予約募集）の選考結果について

○教育長 では、次に、日程第３「報告事項」に入ります。初めに、報告事項第１「令和８年度採用港区奨学生（予約募集）の選考結果について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告事項１、令和８年度採用港区奨学生、進学予定者予約募集になりますけれども、選考結果についてご報告を申し上げます。昨年１２月２２日から本年１月１９日まで募集しました、令和８年度採用の選考結果をご報告させていただきます。

内容は報告資料No. １のとおりになりますが、「募集期間」は申し上げたとおりになります。「周知方法」は記載のとおりで、ホームページ、広報みなど等を用いまして周知を行ってまいりました。

項番３の「応募状況」です。給付型の奨学生が６４名、貸付の奨学生が１３名の応募を頂いております。本年２月３日開催の港区奨学資金選考等委員会におきまして審議を頂きまして、以下のとおり、給付を６１名、貸付を１１名とすることを決定いたしましたので、ご報告を申し上げる次第です。

次のページですけれども、給付型奨学生の予約募集、それから、在学生向けの一次募集、二次募集を行ってまいりましたので、その合計を表に記載しております。貸付型奨学生についても、記載のとおりです。

なお、「今年度の実施状況」につきましては、項番６になります。予約募集については先程申し上げたとおり、令和８年度に進学予定の方の募集です。その後、実際に大学等に在学されている方の募集を、在学生向けの一次募集としまして５月頃に予定をしております。また、二次募集としまして、８月頃を予定しております。

次ページ以降につきましては、「給付及び貸付金額」の概要になります。給付型につきましては、それぞれの年収、所得割課税額によりまして、区分を分けてございます。給付のイメージ等については、次のページ以降に記載をしております。

なお、その後のページになりますけれども、実際に応募いただいた方の審査実績についても別表で掲載をさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。簡単ですが、ご説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○鈴木委員 ご説明ありがとうございます。今後の展望をお聞きしたいのですが、今、文理融合型の学部がかなり増えていると思うのですが、この理工農系学部の支援というのがプラスアルファでつく学部とつかない学部というのは、どのように仕分けをされているのでしょうか。学校としては、データサイエンスとか情報環境とか都市科学とか、その辺で文理融合型がかなり増えているので、仕分けの仕方がもう決まっていたり、既にそういう方がいらっしゃったら教えていただければと思います。

○教育長室長 理工農系の学部に進学される方への奨学金の支給につきましては、国、実際には日本学生支援機構が実施していますが、の理工農系学部への支援に対象を合わせているというのが実態です。委員がおっしゃった新たな分野の学部につきましては、これも国の動きを今後注視していく必要があると思うのですが、国の制度で賄えない部分について、区がより上乗せして給

付していくというような立てつけを取っている関係もありますので、そちらの方は情報収集を進めていければと思っております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○中村委員 給付決定が出たのに1名辞退が出たということが書いてあるのですけれども、この辞退の理由がもし分かれば教えてもらえますか。

○教育長室長 辞退の方は、入学予定の予約募集で申し込まれたのですけれども、一旦ご自分で辞退をされて、在学した場合には在学募集の方で改めて申し込まれるというふうに聞いておりますので、辞退という取扱いにさせていただいております。

○中村委員 決定が出た後に辞退をしたということだと思うのですけれども、決定をした後に辞退した理由として、在学してからまた出し直すということですか。

○教育長室長 あくまで申請を頂いてから決定をするというような制度になっていますので、一旦、入学予定であったけれども辞退をされたということであると思いますので、実際に入学されてから、少し時期はずれてしまいますけれども、例えば5月の一次募集であるとか、9月以降の二次募集であるとか、そういったところに応募される予定であるというふうには聞いております。

○中村委員 要するに、大学か高校か分かりませんが、進学予定だったところに行くことがなくなったので、決定は出てしまったけれども、行かないので辞退し、また別の学校かどうか分かりませんがそういうところに行くことになったら、また入ってから申請しますという形になったと、そういうことですか。

○教育長室長 委員おっしゃるようなご理解で結構だと思います。あくまで今回は予約募集という形ですので、進学先が決定してから、また在学生として応募ができるということになりますので、そちらの方を選択されて今回は辞退されたというようなことになってございます。

○中村委員 申請したときに行く予定だった大学に行かないことになったので、決定は出てしまったけれども辞退しますよと。ただ、別の大学にまた行くことになったら、在学者としてまた再度申請しますということになったという、再度確認ですが、そういう理解でいいですね。

○教育長室長 ご理解のとおりでよろしいかと思います。

○中村委員 分かりました。

○鈴木委員 ごめんなさい、理解ができていないのですけれども、1月19日まで募集をかけていて、その時点で受かった大学で申請しているということですか。

○教育長室長 あくまで進学予定者予約募集ということなので、進学予定の大学に対して申請をしていただくというような形を取っています。実際には進学先が決定した後に支給できるという形になりますので、あくまで進学を希望している方に対して予約の募集をするというのが、今回のこの12月から1月までの募集の趣旨になります。実際に進学先が決定された方については、先程申し上げたような、5月なり秋なりの募集に、進学先が決定した後に応募していただくというような形に、3段階の応募になっているというのが奨学金の立てつけになってございます。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区教育推進計画策定に向けたアンケート調査の結果について

○教育長 次に、報告事項第2「港区教育推進計画策定に向けたアンケート調査の結果について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、報告資料の方を御覧いただきたいと思います。本日付の委員会報告資料No. 2になります。「港区教育推進計画策定に向けたアンケート調査の結果について」ご報告を申し上げます。本件につきましては、昨年、令和7年10月9日に、アンケート調査の実施についてということでご報告を申し上げた内容に対する結果となります。「調査概要」、「調査対象者」、それから「調査時期」等については、昨年の10月に報告を申し上げたものと同一としております。

分野につきましては、1の(1)「学校教育・幼児教育分野」、保護者向けと児童生徒向けのアンケート調査を行ってございます。おめくり頂いて、(2)の「生涯学習・スポーツ分野」につきましてもアンケート調査を実施しており、(3)としまして、「図書館サービス分野」についても実施をしてございます。

回収率、それから実施状況につきましては、その次のページの表のとおりに記載をしてございますのでご参照いただければと思います。調査内容につきましては、本件、各分野につきまして300ページ強にわたりますので、説明は省略させていただきますけれども、ご参照いただければと思います。

それから、項番4といたしまして、「計画策定に向けた今後の予定」としましては、本年5月頃までに策定委員会、分科会等を開催いたしまして、6月には教育委員会に策定方針のご決定をお諮りします。以降、パブリックコメントを実施しまして、適宜教育委員会の方に報告をしながら、令和9年2月に計画の決定ということを予定しております。各分野については、各所管の方から、ご説明させていただきます。

では、まず学校教育・幼児教育分野についてご説明させていただきます。

○教育人事企画課長 本調査は、次期港区教育推進計画の策定に向け、区立幼稚園、小学校、中学校における教育の取組状況や課題を把握し、今後の施策、検討に反映させることを目的として実施したものです。保護者調査と併せて児童生徒調査を実施し、教育を受ける側と支える側、双方の視点から意見を把握しております。

次に、保護者調査の結果です。学校満足度についてですが、実際に通っている学校、園に関する満足度は、いずれの段階におきましても8割を超えており、全体として高い評価となっております。一方で、区立学校、園全体に対する満足度では、学年が上がるにつれて、やや低下する傾向が見られます。今後の教育の方向性では、「外国語教育、国際理解教育」が最も重視されており、あわせて「健康な体づくり」や「理数教育」「言語能力の育成」など、基礎的な力を土台とした教育の重要性が示されております。

「小学校入学に向けて不安に感じる事」では、学力以前に、学校生活への適応や友人関係、コミュニケーション面に対する不安が多く挙げられています。また、幼児教育においては、挨拶や基本的な生活習慣、身体を使った遊びが重視されていることが分かります。

裏面、2ページになります。今後、期待される取組としては、小学校では英語教育やいじめ防止、中学校では少人数指導などによる基礎学力の向上が多く挙げられております。国際感覚を育てる教育については、体験活動や話し合い、表現活動など、主体的、対話的な学びが効果的であると受け止められています。

続いて、児童生徒調査の結果です。学校生活について、学校が楽しいと回答した児童生徒は約9割と、非常に高い割合となっています。好きな科目・嫌いな科目では、体育や実技系科目が好まれる一方で、英語や数学など、学習負担を感じやすい教科に苦手意識が見られます。授業の進み具合については「ちょうどよい」が最も多いものの、早くしてほしいと感じる児童生徒も一定数おり、学習進度に対する受け止めが分かれています。

英語学習や国際交流では、英語が将来役立つと考える児童生徒が多く、国際的な学びに対して前向きな意識がうかがえます。通塾状況では、約7割が塾に通っております。

続いて、4ページになります。授業理解と通塾の関係を見ると、通塾している児童生徒の方が、授業理解や学習進度に対する意識が高い傾向が見られます。情報収集の方法では、スマートフォンを中心としたデジタル機器の活用が主流となっています。ICTを活用した授業については、分かりやすい、自分に合った方法、学びができるなど、高い評価が得られています。

最後に、インターネットやゲームの利用では、利用時間が増加する傾向が見られる一方で、家庭のルールづくりが引き続き課題となっております。以上が、アンケート調査結果の概要です。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、生涯学習分野のアンケート結果につきましてご説明をさせていただきます。資料は325分の10ページ、資料2-3になります。アンケート結果概要の資料になりますけれども、設問の内容に応じて、1「区民の生涯学習の状況」、2「生涯学習の効果」、3「区民の生涯学習に関するニーズ・意向」の三つのトピックに分類して整理をしております。ですので、必ずしも設問順ではないということをご了承ください。また、この資料記載のものからピックアップしてご説明をさせていただきます。

まずは、左側中段のトピック1「区民の生涯学習の状況」ですけれども、直近1年間の生涯学習の実施状況としましては、約76%の人が何らかの生涯学習を行っておりまして、内容として最も多かったのは、武道やダンスを含むスポーツ、次いで文化・芸術関係となりました。その下、問6になります。生涯学習の目的は、実施内容としてスポーツが最多だったということもありまして、「健康・体力増進のため」が最も多い結果となりました。

続きまして、ページの右側、下段の間9を御覧ください。生涯学習を行わなかった、または思うようにできなかった理由といたしまして、「忙しくて時間がない」というのが2位以下を大きく引き離して最多となっております。今後、このアンケート結果も踏まえた計画策定、あるいは施策検

討に当たりましては、2位、3位の「きっかけがつかめない」あるいは知らない、情報が入らないという回答についても意識していきたいというふうには考えております。

次のページを御覧ください。トピックの2「生涯学習の効果」です。生涯学習が、生活の質やウェルビーイングを高めているかという問いに対しまして、87%以上の方が肯定的に評価しております。また、クロス集計から、生涯学習を行っていない人も、生涯学習がウェルビーイングを高めることにつながると認識していることが分かります。

続きまして、トピックの3、区民ニーズ・意向ですが、このページ右側の上段、「今後どのような方法で生涯学習を行いたいですか」という質問に対しまして、区主催の講座等との回答が最多で、直近1年間で生涯学習を行っていない人が特に、区主催というものを選んでおりまして、これから何か始めたいという人にとっては行政が実施する講座・教室というのは敷居が低く、参加するきっかけになりやすいということが推測できます。

中段、「生涯学習施設に求める設備」といたしまして、40代以上で「講習室・学習室」が最多だったのに対しまして、30代では「キッズスペース」、18歳から20代については「学習スペース」が最多と、年代によって傾向が分かれました。

次のページを御覧ください。左側の下段になります。問14、生涯学習で身につけた知識・技術などをどのように生かしていきたいかという問いに対しましては、生涯学習を行っている人、行っていない人、いずれも、多くが「人生の豊かさ・生きがいがづくり」を選んでおります。

最後に、右側、区はどのようなことに力を入れるべきかという問いについては、生涯学習に関する情報発信が最多で、特に生涯学習を現在行っていない人が、より行政による情報発信を求めているということが分かりました。また、生涯学習施設・設備の充実や、オンライン講座などどこでも学べる機会の充実というものを多く選ばれておりまして、ソフト・ハード両面での充実が求められているというふうに受け止めております。生涯学習分野のアンケート結果につきましては以上で、続いてスポーツ分野の結果についてご説明させていただきます。

資料は2-4、325分の13ページになります。スポーツにつきましても、生涯学習と同様に、設問の内容に応じて、三つのトピックに分類して整理をしております。まず、トピックの1「区民のスポーツ実施状況」ですが、92%の人が直近1年間でスポーツを行っており、内容としては「ウォーキング・散歩」というのが最多となりました。ウォーキングとの差は大きくなりましたけれども、2番目以下は「体操」「トレーニング」などが続いております。スポーツを行っている場所につきましては、実施内容として、ウォーキング・散歩というのが最多だったということもありまして、「道路」というのが最も多い結果となりました。また、実施内容として、体操やトレーニングも比較的多く選ばれたことが要因と思われますが、実施場所として民間のスポーツ施設、自宅というものも上位に挙がっております。

右側を御覧ください。上段、問21です。スポーツの実施頻度ですけれども、最も多いのは週1日から2日という結果となりました。週3日以上という方を含めて、本アンケートでは、区民の週1日以上スポーツ実施率は63.5%という結果となっております。スポーツの実施理由、目的

といたしましては、健康維持が最も多く、次いで運動不足解消、体力向上となっております。また、問26、運動・スポーツをしない、またはできない理由としましては、こちらは生涯学習と同様に、「忙しい」というのが圧倒的に高い割合を占めております。その下の問いです。スポーツを見ることに関する設問ですが、年間でスポーツを観戦した区民の割合は、約67%となっております。

次のページを御覧ください。スポーツを支えることに関する設問です。問33になります。スポーツに関して、年1日以上、何かしらのボランティアや支援活動を行った区民の割合というのが15%という結果となりました。

続きまして、トピックの二つ目です。「区民の健康状況・スポーツの効果」ですが、アンケート回答者のうち72%以上が、健康であると感じているという肯定的な評価をしております。一方で、73%以上の方が運動不足を感じているという回答も出ておりますので、健康であると感じているものの、運動不足であるという方が多いということが分かりました。

スポーツの効果につきましては、男性・女性ともに、全ての年代で、体力・筋力の向上、健康維持・病気予防につながった、ストレス解消・気分転換になったというのが上位となっております。また、その下、問36になりますけれども、75%以上の方が、スポーツがウェルビーイングを高めているというふうに捉えていることが分かりました。

ページの右側を御覧ください。トピックの3、区民のニーズ・意向です。全体として「定期的に運動・スポーツをしており、6か月以上継続している」という方の割合が最も高く、運動習慣が定着している人が多いということが分かります。ただ、性別年代別で見ますと、30代以下の女性において、この割合がほかと比べて低くなっておりまして、今後、このアンケート結果を踏まえて施策検討していくに当たっては、こうした特定の層へのアプローチなども意識できればというふうに考えております。

最後に、このページの一番下を御覧ください。区はどのようなことに力を入れるべきかという問いにつきましては、誰もが参加しやすいスポーツ教室の実施や、様々なスポーツの体験機会の提供といったことへのニーズが高いということが分かっております。スポーツ分野のアンケート結果については以上です。

○図書文化財課長 図書館サービス分野のアンケート調査結果概要について、ご説明いたします。資料2-5、325分の15ページを御覧ください。左ページの下段です。項番1「区立図書館に関わるニーズ等について」です。問4、区立図書館で行っているサービスの認知度についてです。図書館のサービスの認知度は85.2%と高い一方で、年代別では、18歳から29歳では「いずれも知らない」が32.7%と高くなっています。次に、右上の問6、レファレンスサービス利用に関する改善についてです。「相談窓口の分かりやすさ」が高く、年齢別では、18歳から29歳では「専用窓口の設置」が高くなっています。問7、区立図書館に来館しなくても利用できるサービスの充実についてです。「電子書籍の充実」が52.9%と突出しています。問8と問9で、音

楽の聞き方とジャンルについてです。Y o u T u b e等の動画サイトの利用や、J-P O P・洋楽やクラシック・ジャズが高くなっています。

次のページを御覧ください。問10、電子書籍サービス、電子図書館の認知度についてです。電子図書館の認知度は29%、利用経験率は10.6%、利用意向率は約70%となっています。

子どもの問3、「図書館はどのような場所ですか」についてです。「たくさん本を自由に選べる場所」「しずかに勉強ができる場所」となっています。

問12、図書館を今よりも利用するようになるために必要なサービスについてです。「利用者ニーズに応じた蔵書」「居心地のよい環境」「電子図書館の充実」が高くなっています。問13、図書館で参加したいボランティアについてです。ボランティアの参加意向は50%を超えていて、子どもの回答では、「カウンター業務」「本の整理」がいずれも50%を超えています。

項番2「区立図書館の利用状況について」です。問15、図書館の利用状況についてです。過去1年間の利用率は67.7%となっています。年代別では、18歳から29歳は「利用していない」が56.4%と高くなっています。次に、右上の問19、「図書館を利用して、よかったと思うこと」についてです。「無料で読める」「新しい本との出会い」が高くなっています。

項番3「読書の状況について」です。問22、1か月の読書冊数についてです。月1冊以上読む、全体の回答は81.8%となっています。年代別では、18歳から29歳は「まったく読まない」が30.9%と高くなっています。

項番4「子どもの読書活動等について」です。問32、絵本貸出定期便の認知度についてです。認知度は24.1%、利用経験率は5.6%となっています。問34、対象年齢についてです。

「5歳まで」が最も高く、次いで「現行どおり」の3歳までとなっています。問39、子どもの成長の重要性についてです。「想像力・表現力を高める」が最も高く、「言葉を学ぶ」となっています。最後に、問41、子どもが今まで以上に区立図書館を利用するための取組や支援についてです。「子どものニーズに応じた本を所蔵する」が最も高く、次いで「居心地のよい環境をつくる」となっています。説明は以上です。よろしくお願いします。

○教育長室長 アンケート調査の結果については、ご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、まず、学校教育分野でご質問がある方、いらっしゃいますか。

○中村委員 学年の上がるごとに、親の学校に対する満足度が若干だけれども下がっているという報告がありましたけれども、その理由というのは進学を念頭に置くと、その進学に必要な教育が十分ではないのではないかとこのころが、やはり原因だと考えてよろしいのですか。

○教育人事企画課長 親の関心は、アンケート調査では、中学校は学年が上がるごとに受験進路への意識は確かに高まっておりますが、そのほかにも、例えば幼稚園では毎日の送り迎え等で園の様子が分かって、直接園と関係しているというところから、徐々に学校と接する機会も少なくなっている、直接ご自身で情報を得るところが少なくなっているというところも一因にあるのではないかと考えております。

○中村委員 それに対する何らかの対応策とか、先程言った、受験を念頭に置いた教育に対して、何らかの準備をする必要があるのか。あくまでも公立学校であり、予備校ではないので、こういうところは特に教育意識の高い港区の親ですから、ある意味やむを得ないのか、その辺はいかがなのでしょう。

○教育人事企画課長 学校教育は、進学塾のような、受験に特化した教育というところではなく、学習指導要領に基づいて、主体的な学びや協働的な学びなどを、授業の中で取り入れて、求められる学力を高めていくことが大事であると考えております。一方で、親の進学への関心も高いところがございます。進学だけではなくてキャリア教育という視点で、様々な進路選択があつて、その中で自身がどのような進路、将来を選択していくのかということをしかりと自ら考えていく。そういう力を養っていくところが、学校教育では求められていると考えます。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

この分野は、よろしいでしょうか。続いて、生涯学習分野ではいかがでしょうか。

よろしいですか。続いてスポーツ分野、何かご質問はありますか。

特によろしいですか。図書館サービス分野で、いかがでしょうか。

よろしいですか。全体を通していかがでしょうか。

○中村委員 このことはよく山内委員が言われることですがけれども、やはりアンケートというのは、あくまでアンケート自身が目的ではないので、何のためにアンケートをしたのかということをよく考えていただいて、アンケート結果を表だけの数字で追うのではなくて、そのアンケート結果のどこに原因があるのだろうということをよく考えながら、来年の計画設定に向けて有効的に使っていただきたいなと思います。

表面の字面だけで追うのではなくて、その結果になった理由、それがどこかほかのアンケートにないのかとか、一つ一つの回答だけを見ていくのではなくて、全回答を有機的にしっかりと見ていただいて深い分析をしていただくことで、すごく計画策定に役立つと思いますので、その点、よく山内委員が言われることですがけれども、今日はおられないので、私の方から指摘しておきたいと思います。以上です。

○教育長室長 ご指摘、ご意見ありがとうございます。先程申し上げたとおり、今後の予定として、各策定委員会ですとか各分野での分科会を複数回開催して議論を深めていった上で、素案を策定していくというようなプロセスになっていくと思います。その基礎データがこのアンケートであると思いますので、ご指摘を踏まえて、各分科会での議論を深めていければというふうに思っております。ありがとうございます。

○教育長 よろしく申し上げます。

ほかは、よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 学校屋内プールの新規開放について

○教育長 次に、報告事項の第3「学校屋内プールの新規開放について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「学校屋内プールの新規開放について」報告資料No. 3を用いてご説明をさせていただきます。本件は、令和8年度から三田中学校、白金の丘学園の屋内プールを新たに開放することについてご報告するものでございます。

まずは、項番の1「経緯」です。もう1年以上前になりますけれども、令和7年1月27日の教育委員会で、高松中学校の屋内プールの開放を令和7年度末で終了するというご報告をいたしまして、それに伴って新たに三田中学校の屋内プールを開放いたします。また、令和7年8月28日にご報告をいたしました「運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査」で寄せられた、プールの拡充のニーズというのを踏まえまして、まだ開放していない白金の丘学園のプールも新たに開放することといたしました。

続いて、項番の2、開放期間、開放時間についてです。(1)の三田中学校につきましては、6月から通年で開放いたします。開放する曜日・時間は、資料記載のとおりです。続きまして、(2)白金の丘学園につきましては、7月からの通年開放となります。開放する曜日・時間は、資料記載のとおりとなります。

項番の3「今後のスケジュール」です。3月に区民文教常任委員会に報告し、高松中学校の開放を3月末で終了いたします。5月には、新たに開放する2校に係る規則改正について、教育委員会でご審議いただきたいと考えております。6月に三田中学校、7月に白金の丘学園のプール開放をスタートいたします。甚だ簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 港区スポーツ全国大会等出場祝金の創設について

○教育長 次に、報告事項4「港区スポーツ全国大会等出場祝金の創設について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「港区スポーツ全国大会等出場祝金の創設について」資料No. 4を用いてご説明させていただきます。本件は、区民がスポーツの全国大会や国際大会に出場する場合に、それを区としてお祝い、応援することを示すために、令和8年度から対象者に祝い金を支給することについてご報告をするものです。

項番の1「背景・目的」です。区民が港区を代表して全国や世界で活躍することは、その選手や所属団体のレベル向上はもちろん、区民のスポーツへの関心を高め、区内のスポーツ活動の発展、区民の一体感の醸成にもつながると考えております。区として、全国大会・国際大会に出場する区民を応援することで、区内のスポーツ活動のさらなる振興を図るため、祝い金を支給いたします。

項番の2「事業概要」についてです。まずは、(1)「対象とする大会」ですが、全国大会につきましては、国や地方自治体、各種目を代表する公益的な団体などが主催・共催する全国規模の大会で、予選会や選考会などを経て出場者が選ばれる大会、またこれに準ずる大会というふうにしてお

ります。続いて、国際大会につきましては、国内での大会の結果などによって選抜され、日本代表として派遣されるオリンピック、パラリンピック、世界選手権、アジア大会や、これに準ずる大会としております。なお、全国規模、世界規模であっても、参加者同士の交流等が主な目的となる大会については、対象外といたします。

(2) 祝い金支給の対象者ですが、個人につきましては、「大会当日に区内に在住する者」。団体については、「大会当日に区内に活動の本拠地を置く団体」としております。(3) 支給する金額ですが、全国大会に出場する場合、個人は1万円、団体の場合は10万円。国際大会の場合は、個人3万円、団体30万円となります。支給回数は、全国大会、国際大会、それぞれ1年度で1回ずつといたします。

最後に、項番の3「今後のスケジュール」です。3月に区民文教常任委員会に報告した後、周知を開始しまして、4月から申請を受け付けます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○鈴木委員 ご説明ありがとうございます。港区から色々なスポーツに活躍していくサポートになって、非常に素晴らしい取組だと思います。お伺いしたいのは、この施策を検討するに当たって、大まかな想定では、何件くらいあるのか。過去、おそらく実績を調べられたと思うのですが、大体どのくらいの件数が発生するものなのか、想定を教えてくださいと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 直近数年間の教育委員会表彰の対象となった方たちの、全国大会や世界大会への出場状況などを確認いたしまして、それを参考に予算を計上しておりまして、来年度予算といたしましては、個人の全国大会は30人分、国際大会は6人分、団体の全国大会については10件分、国際大会は2件分、これだけ予算計上をしているところでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○中村委員 まず、団体と言っているのですが、この団体は、港区に本部を置くといいますか、事務局が置いてある、そういう団体ということですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。ご説明したとおり、活動の本拠地を区内に置いている団体ということになります。

○中村委員 活動の本拠地を区内に置いているかというのは、どうやって判断するのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 団体の事務所なり活動場所として区内の住所になっているかというところから判断するつもりでございます。

○中村委員 例えば事務局は港区内にあり、練習も港区内でよくやっているのだけれども、構成しているメンバーが港区外のメンバーが多い。そういう場合はどうなるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 あくまで活動の本拠地が港区内であるかというところで判断をいたしまして、例えば団体によっては、私立の学校などですと、活動の本拠地は区内であってもメンバーについては区外の方もそれなりの割合で入っているというところに関しても、この祝い金の支給対象としていくことを考えております。

○中村委員 今回の説明で分かりました。あと港区民なのだけでも、例えばサッカーとか野球とかでスポーツの有名学校に行って、港区にある学校ではないところのメンバーで甲子園に出ましたとか、オリンピックに出ましたとかいう場合は対象になるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。その方が区内在住であれば、所属されているチームが区外であっても、その方が出場される際に、その方にお祝い金を支給するという事で考えております。

○中村委員 個人種目なら私も分かるのです。例えばスケートとか。野球とかサッカーの場合でも出すのですか。チームスポーツですよ。

○生涯学習スポーツ振興課長 チームスポーツで、区外のチームに所属されていても、そのメンバーとして区内在住の方が全国大会等に出場される場合は、その方に個人の金額でお祝い金を支給することで考えております。

○中村委員 その場合は、単にチームの応援で行く場合もある訳ですから、例えば、野球であれば、ちゃんとベンチに入れるメンバーに入っている、入れなくてチームに帯同して現地に行くこともある訳ですから、そういうのは含まないという、そういう理解でいいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおりで、大会の本部、主催者に対して、出場するチームは、大会の出場メンバーを登録することになるかと思いますが、そのメンバーに入っているということが支給の条件になりますので、申請時にそうした書類を提出していただくことで判断いたします。

○中村委員 分かりました、ありがとうございます。

○鈴木委員 すみません。今の中村先生の質問から派生した形になるのですが、こちら、年齢制限等がないと思われるので、大人で団体の方々が、例えば全国大会とかに行かれた際に、港区民ではない方がかなり多くいて、港区の場所を使って練習しているということが発生すると思われるのですが、子どもでもあり得ることだとは思いますが、例えばスポセンとかを利用するときには、何割以上が港区民の団体とか、そういった登録の仕方があると思うのですが、そういった制限もなく、港区で活動していて本拠地を置いていてというものであれば、団体で全国大会に行かれた場合は、支給の対象になるという認識になるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおり、あくまで活動の本拠地を区内に置いている団体ということで判断することにしておりまして、大人の団体で、例えば区のスポーツ施設を使われている、学校施設を使われている団体も、登録の要件として、やはり区民の方何割というのも鈴木委員ご指摘のとおりでございますし、代表者は区内の方でないといけないといったような、学校施設に関しては要件も設けておりますので、そうしたところも含めて、区内に活動の本拠地を置く団体かどうかということで判断をいたします。

○鈴木委員 では、進めていく段階で、きちんと何割くらい区民の人がいるのかとか、そういった調査はされた上で、交付する、しないというのを決めるというような形でよろしいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 説明が分かりにくかったかもしれません。申し訳ございませんでした。あくまで区内に活動の本拠地を置く団体ということにしておりますので、その団体の構成メン

バーの区民の割合、区外の方の割合というところを判断の材料にする訳ではございません。申し訳ございませんでした。

○鈴木委員 判断の材料にしないのは、まずくはないのですか。というのは、たまたま港区で練習はしているけれども、実際に、例えば渋谷区のチームとかが申請してきてしまう可能性もゼロではないのかなと思うのですが。そういった線引きをきちんと事前にはしておかないといけないのかなと思います。港区を本拠地にしているからといって、ほかの区の団体とかが申し込んできても、今のこのシステムだと、承認せざるを得なくなっているようなシステムということですよ。それは、ちょっとまずいのではないかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 説明がうまくなくて申し訳ございません。例えば今、委員にご指摘いただいた渋谷区のチームというような場合ですと、渋谷区に活動の本拠地を置くといいますか、渋谷区が団体の住所になっているチームになろうかと思しますので、そうした場合は区内の団体ではないということで、対象にはいたしません。あくまで団体の本拠地、つまり事務所を持っている団体ですとその住所などが区内にあるチームということで、対象にしております。

○鈴木委員 承知しました。ありがとうございます。港区に団体を持っているのですけれども、実際練習場所が取れなくて江東区に練習に行っているチームを、娘の状況で見ているので、そこが気になったのでご質問した次第です。ありがとうございます。

○中村委員 今の質問に関連しますけれども、結局、個人はある程度判断しやすいと思うのですが、団体の場合は、ではどこまで対象にするのかというのは、今言われたとおりで、港区の団体として活動している団体を対象とする。だから、お祝い金をあげる意味があると思うので。では、港区の団体かどうかというときに、例えば代表者の住所が港区にあるか、あるいは事務局を置いているチームだったら、その事務局が港区内にあるか。あとは練習実態として、どこでよく練習しているのか。あとは、やはり港区のチームとしての、周りの見方。あのチームは港区のチームだよ。だから、港区でそういうお祝い金をもらってもいいよねという部分の周知性といいますか、そういうようなものを総合的に判断する必要があると思います。もしそういうものがあれば、私は団体の代表者とかあるいは事務局が港区にあって、チーム全員が港区外であっても、いま言ったような実態があれば、港区のチームとしてお祝い金を上げて全然問題ないと思うのです。ですので、そこは色々な複合的な判断要素があると思うので、それを全部、条文化するのは難しいと思うので、運用のところでは十分、その考慮要素をしっかり挙げて、総合的な判断をして、判断を間違わないようにしてもらいたいと思います。以上です。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。先程申し上げているとおり、区内に活動の本拠地を置く団体を対象といたしますけれども、ただいまのご助言も踏まえまして、今後、区民の方に向けましては、細かい募集要項を整えて、4月からの申請受付開始に向けて作業してまいりますので、そこで分かりやすく対象が伝わるようにといったような書き方、それから、支給した際に周りから疑念を持たれないような、しっかりした明確な判断というところを心がけてまいります。

○教育長 よろしく申し上げます。ほかは、いかがでしょうか。

○田谷委員 この対象者というのは、港区教育委員会表彰が対象者なのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 教育委員会表彰の対象者がこの祝い金の対象者ということではなくて、あくまで予算の計上に当たって、どれくらいの方がいらっしゃるかという想定を立てるために教育委員会表彰の実績を参考にしたというものでございます。

○田谷委員 ありがとうございます。私の記憶なのですがけれども、教育委員会表彰は毎年70名超の表彰を教育委員会ですでにしていると思います。それに対して、先程のお話ですと、個人で30人、団体で10人、ちょっと数が少ないかなと思っています。その辺はいかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 教育委員会表彰のここ数年の実績も含めて、それを参考にして計上いたしておりますけれども、年度内でもともと予定していた人数を超えてしまっても、予算措置を別途いたしまして支給していくということで考えております。

○田谷委員 ありがとうございます。ぜひとも、優秀な成績、一生懸命努力を積んだ方たちには何らかの形で表彰を与えてあげてほしいなと思います。

それとちょっと本件とは別になるのですが、同じく教育委員会表彰を見ていると、文系の項目もございますね。例えば書写関係ですとか絵画、特に多いのがピアノコンクール関係。そういう文系の方向けの制度というのはあるのでしょうか。あるいは今後、祝い金の創設はあるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 説明が漏れておりまして失礼いたしました。文化・芸術関係につきましては、区長部局の文化の担当の部署の方で、今回、スポーツのお祝い金と同様のお祝い金制度を、私どもと一緒に検討を進めてきておりまして、同様に4月から開始する予定でございます。

○田谷委員 どうもありがとうございます。ただ、今度は逆に疑問なのだけれども、その文化系の方はどうして教育委員会ではないのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 文化・芸術分野につきましては、区長部局にあります国際化・文化芸術担当というセクションで所管をしておりますので、今回の祝い金につきましても、その部署で制度を設けて申請を受け付けるということで予定しております。

○田谷委員 分かりました。ご説明ありがとうございました。

○教育長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 第39回全国健康福祉祭東京大会における区の開催種目について

○教育長 次に、報告事項第5「第39回全国健康福祉祭東京大会における区の開催種目について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、報告資料No. 5を御覧ください。本件は、令和10年度に東京都で開催されます全国健康福祉祭、通称「ねんりんピック」と呼んでおります。これに関

して、港区が実施運営を担当する種目が「なぎなた」に決定したことについて、ご報告をするものでございます。

項番1、まずは「大会概要」についてご説明いたします。ねんりんピックは、高齢者を中心としたスポーツや文化、健康と福祉の総合的な祭典として昭和63年に開始されて以来、毎年、各都道府県の持ち回りで開催されておりました、令和10年度は東京都で開催されることとなっております。

資料記載の表の中を御覧ください。主催は厚生労働省や東京都など、会期は令和10年11月3日から6日の4日間の予定です。実施される種目ですが、どの都道府県で開催されても必ず実施される種目である「スポーツ交流大会」と、開催地が任意で実施する種目である「ふれあいスポーツ交流大会」「文化交流大会」がございまして、それぞれの区分に、表に記載の種目が位置づけられております。

続いて、項番の2「区が担当する開催種目」についてです。こちらは、なぎなたとなります。これは令和6年度に東京都が実施した各区市町村、競技主幹団体への調査に基づきまして、ねんりんピック東京大会基本構想策定委員会での審議、それから厚労省との協議を踏まえて決定をされました。

項番の3「東京都、区市町村及び競技主幹団体の主な役割」を表にまとめてございます。区では、東京都なぎなた連盟の協力を得ながら、大会の実施計画や運営基準などの策定、開会式、閉会式、協議の運営等を行います。

最後に、項番の4「今後のスケジュール」です。令和8年度は、大会開催に向けた気運醸成事業や、8年度の開催地である埼玉大会の視察などを予定しております。令和9年度は、区としての実行委員会の設立、実施計画の策定などを行いまして、令和10年度に大会を開催いたします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 これは全国大会ですから、場所はスポーツセンターになるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 なぎなたの開会式、閉会式と実際の競技全て、港区のスポーツセンターで開催する予定です。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 港区立芝公園多目的運動場の設備点検等のための臨時休場及び中規模改修工事に伴う休場について

○教育長 次に、報告事項第6「港区立芝公園多目的運動場の設備点検等のための臨時休場及び中規模改修工事に伴う休場について」です。説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、報告事項No. 6を御覧ください。本件は、芝公園多目的運動場、アクアフィールド芝公園、そちらの設備点検等に伴う臨時休場について、また区の公共施設マネジメント計画に基づく中規模改修工事に伴う休場について、ご報告をするものでございます。

まず、項番の1「設備点検等のための臨時休場について」です。フットサル場の利用期間は、港区立運動場条例施行規則におきまして、1月4日から6月15日まで、9月26日から12月30日までと規定をしております。また、プールにつきましては、今申し上げた期間の間になります、7月1日から9月15日までとしております。これら利用期間の合間となる、6月16日から30日まで、9月16日から25日までが、フットサル場からプール、またプールからフットサル場への転換作業を行う期間となっております。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、(1)の表に記載のとおり、プールにつきましては、清掃作業等のため8月3日を臨時休場日いたします。フットサル場につきましては、設備点検等のため毎月第1・第3月曜日を臨時休場いたします。なお、この後、項番2でご説明いたしますが、令和8年度はこの施設の中規模改修工事を予定しておりますので、9月26日から令和9年の1月末まで休場いたします。(2)告示日は3月2日、(3)周知は区ホームページ、X、施設での掲示等により行います。

続いて、項番の2、中規模改修工事に伴う休場についてご説明いたします。プールサイドの床の張り替えや、外壁の塗装、管理棟の電気設備改修などの工事を行うため、9月26日から令和9年1月31日まで休場いたします。これにつきましては告示は4月1日、利用者への周知は4月上旬から、施設予約システムやホームページ等で行います。(4)に、ここまでご説明した令和8年度の営業、休場について表でまとめておりますので、御覧ください。

最後に、項番の3「今後のスケジュール」です。この内容につきまして、3月下旬に区民文教常任委員会で報告をいたしまして、4月から利用者への周知を開始いたします。9月下旬から来年1月下旬まで工事、2月1日にはフットサル場を再開する予定です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 今回、フットサル場が中規模改修工事で4か月くらいですか、結構長い休場になるので影響が大きそうなのですが、ちなみに、このフットサル場の稼働率は、平日、休日を含め、どの程度かというのは分かりますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 フットサルコートの稼働率は、全体としては約42%程ですが、やはり平日の昼間の利用が少ないということで、全体としてはその数字となります。平日夜間、それから土日・祝日については8割近い数字となっております、やはりこの時間帯が高い傾向にあります。

○中村委員 平日の昼間はあまり影響なさそうですけれども、平日の夜間、仕事が終わったサラリーマンとか学生がやるのでしょうし、土日は8割くらいあるということであれば、やはり期間が長

いので、代替といいますが、そういうようなものも用意した方がよろしいのではないかという気がしなくはないのですが、そこまでの必要性はないという判断をされているということでよろしいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 直接的に代替として新たな施設を設けるということはなかなか難しいのですが、区のスポーツ施設としてフットサルができるのは、芝浦中央公園運動場ですとか、あるいはスポーツセンターのサブアリーナがございますので、そちらをご案内していくことで考えております。

○中村委員 「やるならそういうところがありますよ」ということの周知は徹底してください。それをやれば大丈夫だと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 令和8年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について

○教育長 次に、報告事項第7「令和8年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 「令和8年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について」ご説明いたします。本日付報告資料No. 7を御覧ください。報告内容です。港区立図書館条例第4条の規定に基づき、港区立図書館を特別整理のための休館及び臨時休館します。

項番1「特別整理のための休館日」です。三田図書館から高輪図書館分室までの6館1分室について、9月から10月、みなと図書館は11月に、それぞれ特別整理のための休館を行います。最短で2日間、最長で5日間になります。なお、同時期に二つ以上の図書館が休館にならないよう、時期をずらして設定しています。

(2)理由は、特別整理期間中、所蔵資料と電算データの照合・確認、施設・設備の点検整備、定期清掃等を実施するためです。

項番2「特別整理に伴う館内整理日の開館日」です。表に記載の4館1分室について、第3木曜日の館内整理日ですが開館します。次のページです。(2)理由は、館内整理日に実施する作業を特別整理期間中に実施するためです。

項番3「臨時休館日」です。高輪図書館は記載の3日間、台場図書館は記載の6日間、それぞれ臨時休館いたします。(2)理由は、高輪図書館、台場図書館、それぞれ複合施設全体の電気設備法定点検、消防設備点検等に伴うものです。

項番4「告示日」は、令和8年3月5日を予定しています。

項番5「利用者への周知方法」です。(1)の広報みなとから(7)まで適宜、記載のとおり行う予定です。説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

8 令和7年度秋の通学路点検の実施結果について

○教育長 次に、報告事項第8「令和7年度秋の通学路点検の実施結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、報告資料No. 8を用いましてご報告させていただきます。「令和7年度秋の通学路点検の実施結果について」でございます。

項番1「概要」です。昨年9月にご報告させていただいた春の通学路点検に続きまして、今回は秋の交通安全運動に伴う通学路点検として、学校主体で実施しております。

項番2「通学路点検実績一覧」です。記載のとおり、全小学校にて実施されております。表の右上に主な指摘箇所数の欄がございます。最下段に合計欄がございますが、春の点検では141件の指摘箇所に対し、今回は100件と減少しております。減少している理由ですが、例年、春の指摘箇所数に対し、秋の点検においては春とは別に新たに指摘を行っていることから、箇所数は減る傾向がございます。

次ページ、項番3「主な指摘箇所への対応状況について」ですが、指摘箇所数、100件については、本日の報告までに各協議先機関へ対応依頼を済ませているところでございます。

項番4は、「今回の点検で報告された主な指摘内容及びその対応」について、12の項目に分けてまして学校別に記載したものとなっております。なお、これら通学路点検結果の取扱いですが、各学校において結果報告書としてまとめた上で、点検に参加していない教員も含めて職員間で共有するとともに、交通安全指導の中で活用しております。

また、学務課から各学校に対して、危険箇所を点検マップや写真等で見える化するように依頼しまして、保護者、児童においても分かりやすく認識し、注意喚起されるよう促しているところでございます。雑駁ですが、ご報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 今回は100か所、春は141か所あったということですがけれども、これは、重なりはないということで、いいですね。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。

○中村委員 その上で聞きますけれども、そのうち教育委員会報告の今日までに対応依頼をしたのが、全て対応依頼はしましたと。これは依頼ですから、まだその場所が直っている訳ではないと思うのですけれども、この100件のうち、現段階でどの程度直っているかとか、その点は分かりますか。

○学務課長 対応済みのものと対応予定のものが20件、今、向こうで預かられているものが残りの80件となっております。

○中村委員 4番のところに表があつて、「対応済」と、それから「依頼済」というのがあるのだけれども、この「対応済」というのが一応、ちゃんとフォローしたという件数だと思っていいのですか。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。

○中村委員 分かりました。では、20か所くらいは対応済みとなっているということであれば、100件中のうちの20か所、5分の1は対応したということだと思います。教育委員会としても、速やかな対応をしたかどうかの確認だけは、しっかり取るようにしてください。以上です。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

9 港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定の方向性について

○教育長 次に、報告事項第9「港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定の方向性について」説明をお願いします。

○教育人事企画課長 よろしく願いいたします。資料の構成は、説明資料、アンケート結果概要の順となっております。それでは、説明資料を御覧ください。

初めに、項番1「背景・経緯」についてです。区教育委員会は、働き方改革実施計画等に基づき、教育職員の時間外在校等時間の縮減や業務負担の軽減に取り組んでまいりました。令和7年6月の給特法改正により、各服務監督教育委員会においては「教育職員の業務量の適切な管理」と「教育職員の健康確保のための措置」を計画的に実施し、その内容を公表することが求められています。

このような状況を踏まえ、教育職員が誇りとやりがいを持って職務に取り組み、専門性を十分に発揮できる環境を整備するとともに、子どもたち一人ひとりの学びの充実を確保することを目的として、本計画を策定する必要があります。

次に、項番2「現状」についてです。(1)時間外在校等時間の状況です。今回の法改正により、国は、1か月当たりの時間外在校等時間が45時間以上となる教職員の割合を0%とすることを目指しています。港区においては、現状表のとおりとなっております。特に小・中学校においては、約2割の教員が月45時間以上の時間外在校等時間があり、こちらを解消していく必要があります。また、1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間については、国は30時間程度に削減することを目標としています。この目標につきましては、港区においては令和6年度実績で下回っている状況でございます。

(2)業務への負担・支援に関する状況です。こちらはストレスチェックの値を用いた指標となります。全国平均が100のため、100を下回ることが望ましい傾向と捉えられています。港区の状況でございます。紙面の表のとおり、「ストレスチェック『仕事のコントロール』の健康リスクの値」が、全校種で100を上回っております。一方で「ストレスチェック『職場の支援』の健康リスクの値」につきましては、全校種で100を下回っております。

(3)ワーク・ライフ・バランスに関する状況、(4)仕事に対するやりがいに関する状況につきましては、2月に実施しました教員向けのアンケートで「満足している」「やや満足している」といった肯定的な評価の割合を合計した数値を記載しております。

アンケート調査の結果、港区教員の全体の傾向として、教職員としての仕事そのものについてはやりがいを感じ、職場に相談できる人がいる職場環境で勤務できている一方、業務量が多い、特に授業準備、教材研究の時間が十分に確保できないと感じている教員が多いということが明らかになりました。本アンケートの意見等を踏まえ、教員の負担軽減のための取組を検討し、計画に反映する予定でございます。

項番3「計画の概要」についてです。(1)計画の名称です。「港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」といたします。(2)計画の位置づけです。本計画は、給特法の改正により、各教育委員会に策定が義務づけられた業務量管理・健康確保措置実施計画として、同法第8条に基づき策定いたします。(3)計画期間です。令和8年度単年度といたします。なお、令和9年度以降は「港区教育推進計画(令和9年度～12年度)」に一体的に策定いたします。(4)計画策定主体です。港区教育委員会が主体となります。

(5)目標の案です。ア、時間外在校等時間に関する目標です。(ア)月45時間超の教員の割合を0%とする。(イ)1年間平均月当たり時間外在校等時間を30時間以下とする。イ、業務負担・支援に関する指標です。(ア)ストレスチェックの「仕事のコントロール」を全国平均の100以下にする。(イ)ストレスチェックの「職場の支援」で全国平均の100以下を維持する。ウ、ワーク・ライフ・バランスに関する目標です。(ア)仕事と生活のバランスに満足している教員を80%以上とする。(イ)年次有給休暇取得日数を20日以上とする。(ウ)男性教員の育児休業取得率を50%以上とする。エ、やりがいに関する目標です。(ア)授業準備の時間が取れていると感じる教員を80%以上とする。(イ)園児・児童・生徒と向き合う時間が取れていると感じる教員を80%以上とする。(ウ)教員の仕事そのものに満足している教員の割合を80%以上とする。これらの目標値につきましては、東京都の働き方改革実行プログラムの目標値を横引いて設定しております。港区独自の目標として設定することも可能です。今後、策定委員会で検討し、変更となる場合もございます。

(6)主な取組です。ア、学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務見直しを行う。イ、教師以外の人材の積極的活用を行う。ウ、業務の簡素化・役割分担の明確化を行う。エ、勤務間インターバル確保、面接指導の実施を行う。オ、年休取得促進、定時退勤・閉校期間の設定を行う。カ、コミュニケーション活性化のための環境整備の検討を行います。

最後に、項番4「今後のスケジュール」についてです。令和8年3月に教育委員会でご審議いただき、計画の策定後、総合教育会議で報告させていただく予定です。

また、次の資料では、2月上旬に実施した、本計画策定のための基礎資料となる教育職員アンケート結果の概要を記載しています。先程の資料、項番2「現状」のうち(3)ワーク・ライフ・バランスに関する状況、(4)仕事に対するやりがいに関する状況については、このアンケート結果を反映しております。説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 まず、この業務量の負担、それから支援に関する状況ということでストレスチェックの数字が出ているのですけれども、「仕事のコントロール」の健康リスクの値と、「職場の支援」の健康リスクの値が、非常に数値が違ってきますよね。港区の場合は、「仕事のコントロール」の健康リスクの値がほかと比べるとちょっと高い。これはおそらく都の基準でしょうかね。「職場の支援」の健康リスクの値がだいぶいいということは、支援体制はできているのだけれども、自分の仕事のコントロールができていないという、形式上はそういう理解になるかなという感じがするのですが、この2つがここまで違っているのはどういうことかという、原因はお分かりですか。

○教育人事企画課長 実際、保護者対応等で、自分で当初計画している業務がなかなか進められないというところで、自分のペースで仕事を進められない等の判断になったと考えております。なお、様々な対応もございしますが、職場の支援につきましては、上司や同僚からの支援がしっかりと受け入れられているというところがございます。また、「仕事のコントロール」のところでは100以上というところでは、実際に仕事量が多いということで100以上になっているというところも考えております。

○中村委員 仕事量が多い、だからこそ職場での支援、いわゆる仕事量を減らすための色々な周りからの支援をしなければいけないでしょうという話になると思うので、今の話の中で出てきたのは、量というよりもむしろ先程言われた保護者対応とか、不規則に発生するそういうようなものが、やはり相当現場の各教員の業務量の負担になっているのではないかなという感じは受けました。ですので、実際はなぜこれだけ数字が違うのかというのは推測の域を出ませんけれども、今言ったことは相当大的な負担になっているのではないかと思います。その辺も含め、この数字はできるだけ「職場の支援」の健康リスクの値に近づくようにやっていただきたいなと思います。

それから、(5)の目標は、東京都が出しているのをそのまま横滑りで持ってきたという話でしたが、数字が数字にならないようにしていただきたいと思います。いつも言っているのですけれども、数字は何%以上を目標にすることはいいと思います。東京都の目標をそのまま横滑りで持ってきて構いませんけれども、「主な取組」の(6)のところ、ア、イ、ウ、エ、オ、カと取組が書いてあります。これらはおそらく全て、港区でもやっている取組だと思います。ですから、あとは、これをやっているのだけれどもなかなか数字がうまくいかないとか、平均を上回れない、これはなぜなのかということになれば、そのやっていることが徹底していない、あるいは、やっているだけで、もっと有効なやり方だとか、もっと効率的なやり方とかがあるのではないかとあるところがあると思いますので、この取組のところ、これから策定をしていく段階で、しっかりとこの(6)の部分、その取組が本当にうまく行っているのかの検証をしていただきたいと思います。

それから、これだけでは足りない、ほかにもこういうことをやらなければいけないのではないかと、そういうようなところをしっかりと検討していけば、おそらく数字は自然に上がってきます。全ての取組が全部この目標の数字に反映されるはずで、(5)のア、イ、ウ、エの数字というのは、全部有機的に結合していますので、全てこの(6)の取組をやれば、どの分野にもいい方向に影響が出てくるはずなので、そういうことを考えて、一個一個単体ではなくて、ア、イ、ウ、エ、

オ、カの全ての取組を有機的に結びつけて細かくやっていくという発想で、ぜひ策定をしてもらいたいと思います。数字を目標にするのではなくて、取組のまさに実態を見ていってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○教育人事企画課長 中村委員、ご指摘ありがとうございます。今ご指導いただいたことを銘じて、また計画の策定に取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 中村先生がおっしゃったように、東京都の目標と現場との乖離がないような形で、数字は正直、80%とか、かなり目標は高いなというふうに思うところもあるのですが、とにかく現場との乖離というのは避けていただければと思います。先生方、非常に熱心にやってくさっていて、熱心にやってくさっている先生程、お仕事がかなり多過ぎるのではないかなと、現場で見えています。熱心な先生程、非常にプリント類も細かくつくってくださったり、サポートをしてくださったり、時間外であっても子どもたちに向き合ってくさっているなというのを非常に感じます。

そういう先生たちが心を病むようなことがないように、どんな先生であっても授業を進められるような、例えばプリント類を港区全体で共有していくとか、教育人事企画課訪問を見ても、これは素晴らしいプリントを用意されている先生だなと感じる授業もあれば、やはり自分の子どものプリント類を見ると、これはかなり手抜きだなと感じるものもあつたりするので、そこは、いいものはいいいものとして、やはり港区の中でも共有して、先生たちが一つ一つ、一からつくらなければいけないというものを減らしていくなどの、そういった業務の簡素化というものを積極的に、学校だけではなく区全体としてやっていただいて、先生たちがストレスを感じないような環境づくりというのをぜひお願いしたいと思います。

○教育人事企画課長 ご指摘ありがとうございます。一生懸命やる先生が、本当にやりがいを持ってできるように、計画を策定する中では、皆様としっかり話し合ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○田谷委員 現状の数字の部分なのですが、もう1年、2年前の状況から説明していただけるとうれしいなと思いました。というのは、数字が上がっているのか下がっているのか。多分、私の憶測では下がってきているのではないかと思うのです。そうすると、下がった理由がどういうことで、いい方に近づいてきているということも、知りたかったなと思います。

特に、目標としている数字と実際の現状の数字を見ると、ワーク・ライフ・バランスに関する状況について低い数字となっています。実際、先生たちがワーク・ライフ・バランスのつくり方ということが分かっているのかどうか。分からないで、ただ仕事をどんどん入れていってしまつてバランスが取れていないと。港区もワーク・ライフ・バランスの研修やってやっていましたよね。そういうところを先生たちが受講されたり、同様の講習とかされているのかなというところが一つと、あともう一つ、(6)の「主な取組」のところのイ「教師以外の人材の積極的活用」について、学校支援員を入れてきていると思うのですが、積極的活用になってくると、その学校

支援員も活用ができていないのか、それとも、一つ考えられることは、支援員の数が各校当たりで足りないのか。この辺を伺いたい。以上2点なのですけれども、いかがでしょうか。

○教育人事企画課長 時間外在校等時間の状況等につきましては、すいません、改めてデータを確認しまして、ご報告させていただきたいと存じます。(3)、(4)の、ワーク・ライフ・バランスに関する状況、仕事に対するやりがい等に関する状況につきましては、今年度、計画策定のためにアンケートを取りまして、過去にはないデータでございますので、あるものは後程ご報告させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

そして、(6)のイ「教師以外の人材の積極的活用」につきましては、例えばエデュケーション・アシスタントが、教師以外の人材で、免許を持たなくても小学校低学年に副担的な仕事をしていただくという形で配置しております。非常にうまく活用している学校もございますので、効果的な活用等について、学校間で共有できるように私どもも配慮してまいります。

○田谷委員 課長、どうもありがとうございました。それと一つ教えていただきたいのは、(2)の「業務への負担・支援に関する状況」で、幼・小・中、令和7年度のときと数字が出ているのですけれども、この数字の単位は何なのでしょう。

○教育人事企画課長 特に単位はございません。アンケートに答えて、それぞれの数値を、平均を100とする形で出しているところでございます。

○田谷委員 というと、ストレスチェックの「仕事のコントロール」では、単位としての100を上回っているという考え方でいいかな。「職場の支援」のリスクというのは若干下がっているという考え方でよろしいですか。

○教育人事企画課長 田谷委員のおっしゃるとおりでございます。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

10 令和7年度港区教育委員会いじめ問題対策会議（第3回）の報告について

○教育長 次に、報告事項第10「令和7年度港区教育委員会いじめ問題対策会議（第3回）の報告について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 資料No. 10に基づきまして、令和7年度港区教育委員会いじめ問題対策会議（第3回）の報告をさせていただきます。資料を御覧ください。1枚目の資料につきましては、当日の「日時」「場所」「出席者」等でございます。記載のとおりでございます。

2ページ目になります。「議事」の内容についてでございます。私からは、令和7年度11月の「ふれあい月間」におけるいじめの認知件数について報告しました。小学校では、昨年度同時期と比較して微減、少し減少、中学校では増加という結果でございます。引き続き、いじめの積極的な認知、いじめやいじめと疑われる事案を認知した場合には、学校いじめ対策委員会、いわゆる校内

における委員会を即日開催し、具体的な対応の在り方等について協議することを徹底して指導してまいります。

また、学校でいじめが起きた事例につきましては、いじめ防止対策推進法の定義に照らして、被害者保護者がいじめを認知するよう対応を求め、対応が長期化したケースでございます。ここでは、管理職が保護者と対応する、面談するタイミングであったりとか、いじめの校内委員会の開催の決定などについて、意見を皆様からお伺いしたところでございます。

学校の対応について、小中学校校長会副会長からは、子どもたちと毎日会う教職員が、子どもたちの変化に気づき、声をかけることを大事にしているということについて、詳細にお話を頂きました。

次、3ページ目に移りまして、5の「意見交換」では、保護者対応についての、保護者の皆様の意見、保護者対応についての意見を頂いたところでございます。相談支援担当課長・坪井委員からは、長期化した場合、対応も疲弊する場合があるため、担当1人で考えることなく、チームでの進行管理を大切にしている。また、学校でのそのような対応が大切である旨の話を頂いております。

こどもとおとなのクリニックパウルーム院長・黒木委員からは、怒っている方は怒ることで不安を解消している面があるということ、それに対する医学的アプローチが大切であるというお話を頂きました。簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 1 1 後援名義等の1月使用承認について
- 1 2 生涯学習スポーツ振興課の1月事業実績について
- 1 3 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 1 4 生涯学習スポーツ振興課の3月事業予定について
- 1 5 図書館の1月分利用実績について
- 1 6 図書館・郷土歴史館の1月行事実績について
- 1 7 図書館・郷土歴史館の3月行事予定について
- 1 8 3月教育人事企画課事業予定について
- 1 9 みなと科学館の1月利用状況について

○教育長 次に、報告事項第11「後援名義等の1月使用承認について」から、報告事項第19「みなと科学館の1月利用状況について」、この9件の定例報告については、配布資料のとおりです。各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員から、その他、何かありますでしょうか。

○教育長室長 その他ということで、ご連絡をさせていただきたいと思います。令和8年度予算につきましては、2月12日の定例会で、その概要を教育部分について報告をさせていただいているところではありますが、今後、区民に対してサービスを実施するに当たりまして、予算通過後に何らかの議会への報告をする可能性があるものがございます。その折には、委員の皆様事前に情報提供をさせていただきたいと思いますので、よろしくご承知おきいただければと思います。簡単ですが、以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、本日、案件が多くてお疲れさまでした。

次回は、定例会を3月12日木曜日の午前を予定しております。よろしくお願いいたします。それでは、以上で閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員